

Disclosure

2023

Fukushima Credit Guarantee Corporation



福島県信用保証協会

CONTENTS

■ ごあいさつ	01	
■ プロフィール	02	
■ 当協会のあゆみ	03	
■ 組織体制	役員構成 組織機構図	04 05
■ 信用補完制度	信用補完制度とは 信用保証制度のしくみ 信用保険制度のしくみ	06 07 07
■ 令和4年度事業報告	令和4年度事業概況 外部評価委員会 令和4年度の主な取り組み 収支計算書 収支計算書の用語解説 貸借対照表 財産目録 貸借対照表の用語解説	08 09 10 16 17 18 18 19
■ 信用保証の動向	主要業務数値（5年間の推移） 項目別保証の動向（令和4年度）	20 21
■ 経営計画	第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度） 令和5年度経営計画	24 25
■ 保証利用のご案内	ご利用になれる保証の限度額 保証をご利用になれる方 責任共有制度 保証料について 主な保証制度のご案内	28 28 29 30 31
■ 経営支援メニューのご案内	専門家派遣事業 経営改善計画策定支援事業（通称：405事業） 経営サポート会議 経営相談会 創業がっかり！サポート 各種相談窓口	34 35 36 36 37 37
■ コンプライアンス態勢	コンプライアンスへの取り組み 信用保証協会倫理憲章 コンプライアンス管理体制	38 38 39
■ 個人情報保護	個人情報保護宣言	40

ごあいさつ



福島県信用保証協会
会長 井出 孝利

当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本年度も当協会の経営計画および事業活動などを掲載したディスクロージャー誌「Disclosure 2023 福島県信用保証協会」を作成いたしましたので、ぜひご一読いただき、当協会の取り組みについてご理解を深めていただければ幸いです。

さて、5月にコロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当から5類へ見直されたことにより経済活動の活性化が期待されておりますが、人材不足、原材料価格の高騰、世界経済の減速懸念など、先行きには様々な変動要素があり、予断を許さない状況が続いています。

県内経済に目を向けてみると、景気は緩やかに持ち直しているとされている一方で、上記の変動要素に加え、福島第一原発の処理水海洋放出に伴う風評被害の拡大が懸念されております。東日本大震災から12年が経過した本県は未だ復興途上にあり、中小企業者・小規模事業者は依然厳しい状況に置かれています。

このような中、当協会は、地域に根差す公的保証・支援機関として、東日本大震災及び頻発する自然災害等からの復興再生とコロナ禍における資金繰り支援はもとより、創業支援、事業承継支援、経営改善支援など企業のライフステージに応じた経営支援に努めてきたほか、県内の官民金融機関・支援機関との『ふくしま経営支援連携協議会』や、県中小企業診断協会を中心とした商工関係団体との「伴走型支援に係る包括的業務連携協定」、東北経済産業局、福島県活性化協議会との連携協定など、関係機関と連携を図りつつ事業者支援の取り組みを強化してまいりました。

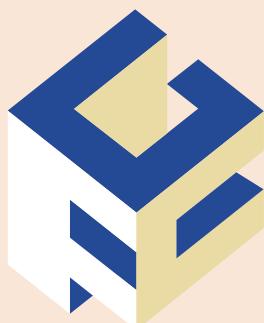
今後も、役職員一丸となって、地域経済の発展と県内中小企業者の振興に尽力していく所存ですので、皆さまの一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

令和5年9月

プロフィール（令和5年4月1日現在）

名 称	福島県信用保証協会
設 立	昭和 24 年 4 月 13 日
根 拠 法	信用保証協会法（昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号）
目 的	信用保証業務を行い、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。（定款第 1 条）
基 本 財 産	247 億円（資本金に相当） (内訳) 基金 63 億円、基金準備金 184 億円
保 証 債 務 残 高	件数 44,203 件 金額 5,661 億円
利 用 企 業 者 数	21,673 企業
事 務 所	本店、郡山支店、白河支店、会津支店、いわき支店、相双支店
役 職 員 数	理事 16 名（非常勤 13 名） 監事 3 名（非常勤 2 名） 職員 89 名（男性 63 名、女性 26 名）

シンボルマーク



このシンボルマークは、福島県信用保証協会創立50周年を記念し制定したものです。
デザインには次のような意味が込められています。

F Fukushima (福島)

G Guarantee (保証)
Growth (発展・成長)C Corporation (協会)
Credit (信用)
Contribution (貢献)
Confidence (信頼)

イメージキャラクター



福島県信用保証協会
イメージキャラクター

さすけね君®

さすけね君の大きな手は、みんなを支えてサポートするためです。

“さすけね”とは福島の方言で「大丈夫ですよ」「問題ないですよ」という意味で、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営上の悩みも、信用保証協会にご相談いただければ大丈夫ですよという想いを込めています。



福島県信用保証協会
「女性支援チーム ゆきうさぎ」
イメージキャラクター

ふたば

チーム名「ゆきうさぎ」の由来

福島市から望む「吾妻山」の山肌に早春に姿を見せる雪うさぎは種をまく時期をおしえる「種まきうさぎ」とも呼ばれており、「女性創業者や女性経営者のみなさまをサポートしたい」という想いを込めています。

当協会のあゆみ

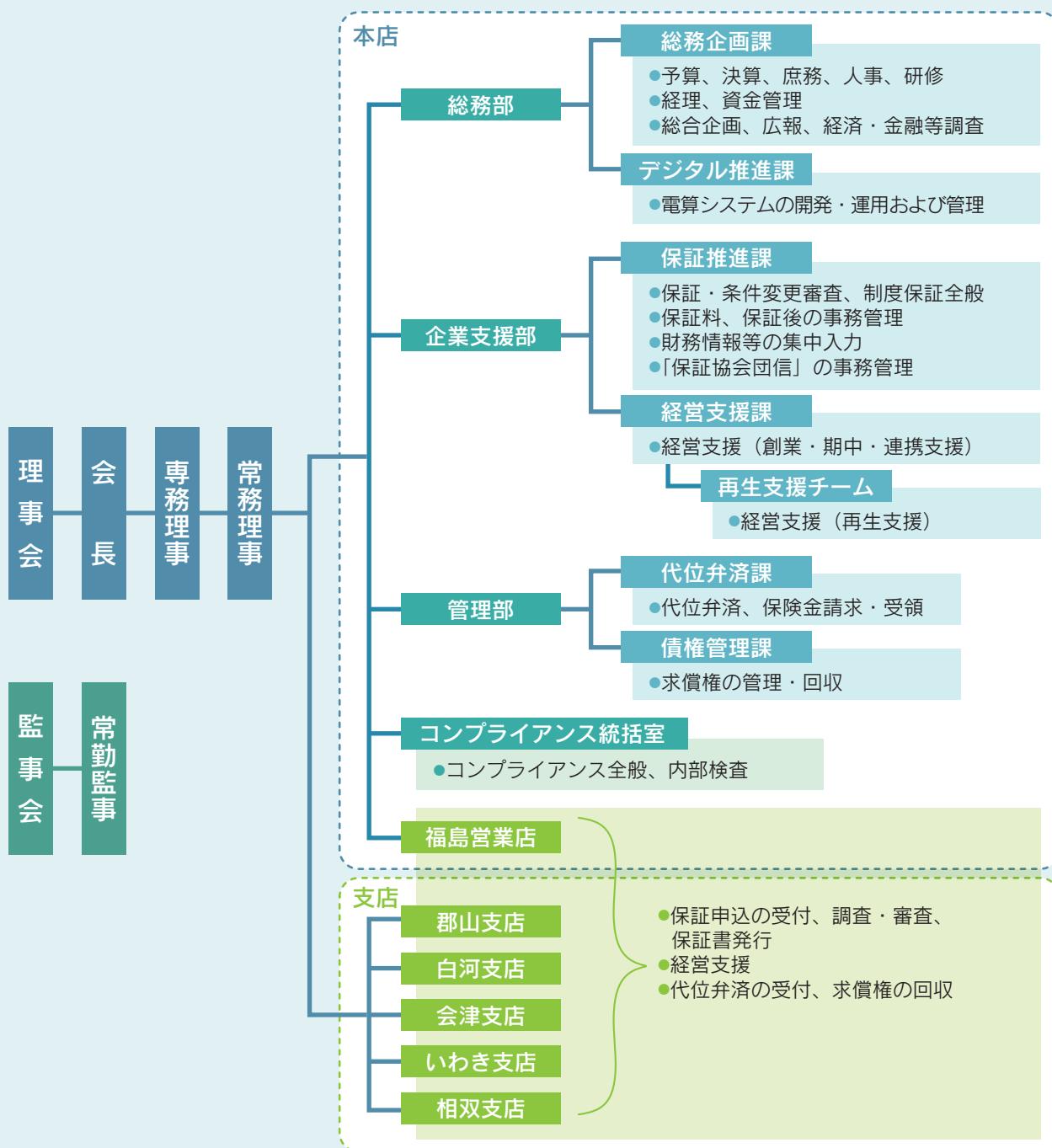
昭和 24 年	3月 19 日	社団法人福島県信用保証協会の設立総会開催
	4月 13 日	社団法人設立認可
	5月 10 日	設立登記完了、業務開始 事務所を福島市本町 17 福ビル 3 階、県中小企業振興本部内に設置
	9月 12 日	財団法人福島県信用保証協会の設立総会開催
	10月 4 日	財団法人設立認可
	11月 11 日	設立登記完了、業務開始 福島連絡所を福島商工会議所内に設置 郡山連絡所を郡山商工会議所内に設置 白河連絡所を白河商工会議所内に設置 若松連絡所を若松商工会議所内に設置 平連絡所を平商工会議所内に設置 相双連絡所を相双商工会議所内に設置
昭和 25 年	6月 13 日	喜多方連絡所を喜多方商工会議所内に設置
	9月 7 日	中村連絡所（現相馬連絡所）を中村商工会議所内に設置
昭和 26 年	12月 26 日	白河連絡所を白河支部に昇格
昭和 27 年	5月 1 日	福島連絡所を福島支部に昇格
	7月 30 日	平連絡所を平支部に昇格
	8月 8 日	若松連絡所を若松支部に昇格
昭和 28 年	6月 13 日	須賀川連絡所を須賀川商工会議所内に設置
	12月 11 日	郡山連絡所を郡山支部に昇格
昭和 29 年	4月 30 日	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和 32 年	11月 9 日	本所事務所を福島市本町 17 福ビル 3 階、316 号室に移転
昭和 33 年	9月 9 日	相双連絡所を廃止し、相双駐在事務所を設置
昭和 34 年	3月 1 日	各支部の名称を支所に改称、本部を本所と改称
昭和 35 年	2月 12 日	相双駐在事務所を相双出張所と改称
昭和 38 年	1月 21 日	相双出張所を相双支所に昇格
	4月 1 日	福島支所を廃止、保証課として本所に併合
	6月 1 日	本所事務所を福島市大町 4 番 15 号福島県商工会館 2 階に移転
昭和 41 年	10月 1 日	平支所の名称をいわき支所と改称
	10月 5 日	若松支所の名称を会津若松支所と改称
平成 12 年	3月 13 日	相双支所を原町市本町 1 丁目 3 番地に移転
平成 15 年	7月 22 日	本所事務所を福島市三河南町 1 番 20 号コラッセふくしま内に移転
平成 20 年	11月 10 日	いわき支所をいわき市平字材木町 3 番地の 1 に移転
平成 23 年	5月 16 日	白河支所を白河市道場小路 96 番地 5 白河商工会議所会館内に移転
	5月 30 日	郡山支所を郡山市朝日 1 丁目 27 番 4 号プレシャス朝日ビル内に移転
平成 25 年	4月 1 日	本所・支所を本店・支店に改称、保証課を福島営業店に改称 会津若松支所を会津支店に改称
	11月 11 日	会津支店を会津若松市南千石町 2 番 19 号に移転
平成 26 年	11月 25 日	郡山支店を郡山市清水台 1 丁目 3 番 8 号郡山商工会議所会館内に移転

組織体制

◆ 役員構成 (令和5年9月1日現在)

会長	井出 孝利	常勤
専務理事	安齋 浩記	常勤
常務理事	山内 茂	常勤
理事	松本 雅昭	福島県商工労働部長
理事	須田 博行	福島県市長会
理事	渡邊 博美	福島商工会議所会頭
理事	滝田 康雄	郡山商工会議所会頭
理事	渋川 恵男	会津若松商工会議所会頭
理事	小野 栄重	いわき商工会議所会頭
理事	満田 盛護	福島県中小企業団体中央会会长
理事	轡田 倉治	福島県商工会連合会会长
理事	佐藤 稔	株式会社東邦銀行取締役頭取
理事	加藤 容啓	株式会社福島銀行取締役社長
理事	三浦 謙一	株式会社大東銀行取締役社長
理事	樋口 郁雄	福島県信用金庫協会会长
理事	江尻 次郎	福島県信用組合協会会长
監事	高木 直弘	常勤
監事	阿部 寿子	税理士
監事	野地 誠	(公財)福島県産業振興センター理事長

◆ 組織機構図 (令和5年4月1日現在)



所管区域

福島営業店	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡
郡山支店	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡（浅川町を除く）
白河支店	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町
会津支店	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡
いわき支店	いわき市
相双支店	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡

信用補完制度

◆ 信用補完制度とは

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

信用保証制度

中小企業者等が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者等の資金繰りを円滑にすることを目的としています。その際、信用保証協会は保証料を受領し、また、融資が返済不履行になった場合は金融機関に対し代位弁済を行います。

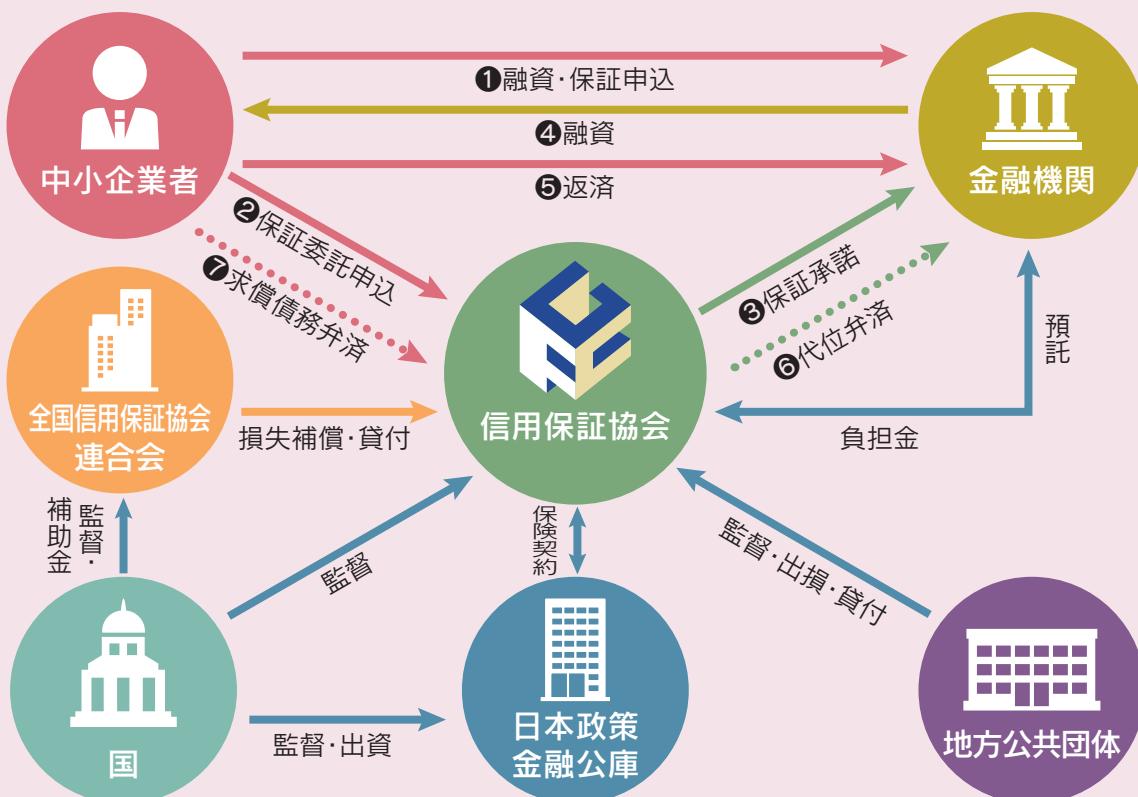
信用保険制度

信用保証協会は日本政策金融公庫と信用保険契約を結び、信用保証協会が金融機関に対し代位弁済を行った際、信用保証協会は、代位弁済額のうち一定の金額を日本政策金融公庫から保険金として受領します。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出損金や負担金を受け基金を造成し、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けをし、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これらにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者の金融を円滑にできるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

概略図



◆ 信用保証制度のしくみ



- ①・② 中小企業者からの融資申込みを受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書を発行）します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部が返済できなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。
- ⑨ 責任共有制度において負担金方式を採用する金融機関は、負担割合に応じた負担金を信用保証協会にお支払いいただきます。

◆ 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%（てん補率）を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。
- ⑥ 信用保証協会は、責任共有制度における金融機関からの負担金について、てん補率に応じた額を日本政策金融公庫に納付します。

令和4年度事業報告

◆ 令和4年度事業概況

業務環境

令和4年度における我が国経済は、長引く新型コロナの影響下にあったものの、経済社会活動が正常化に向かう中で、国による各種政策の効果や海外経済の改善も相まって、景気回復が期待されていました。一方で、ウクライナ情勢の悪化や、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れさせるリスクに注意する必要がありました。

このため当協会は、地域に根差す公的保証・支援機関として、震災および東日本台風等災害からの復興・再生と、「伴走支援型特別保証制度」等を活用したコロナ禍における金融支援・経営改善支援に最優先で取り組む一方で、創業や事業承継、経営者保証免除に向けた取り組みなど、中小企業者のニーズに寄り添った支援を行うことにより、当協会の存在意義を高めつつ、地域経済の下支え・活性化に努めました。

保証の状況

令和4年度の保証承諾は、新型コロナや震災など外的要因による保証需要に対応し借換保証を中心に積極的に応じたほか、金融機関との対話、資金需要の掘り起こしを行った結果、8,422件（前期比100.7%）、130,280百万円（計画比118.4%、前期比107.0%）となり計画を上回りました。

令和4年度末の保証債務残高は、上記のとおり借換を中心とした保証承諾の伸長等に伴い、44,203件（前期比103.0%）、566,121百万円（計画比104.4%、前期比99.5%）となりました。

区分	当期		前期比		計画 金額	計画比
	件数	金額	件数	金額		
保証承諾	件 8,422	百万円 130,280	% 100.7	% 107.0	百万円 110,000	% 118.4
保証債務残高	44,203	566,121	103.0	99.5	542,100	104.4
保証債務平均残高	43,553	563,011	102.4	99.3	552,000	102.0

代位弁済および回収状況

代位弁済状況

中小企業者のニーズに応じた資金対応や条件変更への柔軟な対応、関係機関と連携した経営支援に努めましたが、新型コロナをはじめ物価高騰、人手不足や過剰債務、コロナ関連借入の返済開始など県内中小企業者を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、企業倒産の増勢も相まって、代位弁済は302件（前期比124.8%）、3,506百万円（計画比77.9%、前期比164.3%）と4年振りに前期を上回りました。

回収状況

企業の現状を十分に考慮したうえで回収に努力しましたが、無担保求償権や第三者保証人のいない求償権の累増に加え、法的整理案件の増加、関係人の高齢化など回収環境は厳しさを増していることから、元金回収で685百万円（計画比85.7%、前期比93.3%）に留まりました。

区分	当期		前期比		計画 金額	計画比
	件数	金額	件数	金額		
代位弁済	件 302	千円 3,505,714	% 124.8	% 164.3	千円 4,500,000	% 77.9
求償権・償却求償権回収	60	685,473	74.1	93.3	800,000	85.7

収支の状況、基本財産の推移

経常収入については、震災関連保証の「ふくしま復興特別資金」（承諾金額構成比 30.3%）やコロナ借換保証として拡充された伴走支援関連制度（同 13.2%）、「継続サポート（どつしりくん）」（同 15.9%）などを中心に積極的に保証承諾に応じた結果、保証料収入が増加し、これを主因として、経常収支差額は 2,184 百万円の黒字を確保したほか、代位弁済が低水準に推移したことなどから、経常外収支差額は 136 百万円の赤字に留まりました。

これにより、当期収支差額は 2,048 百万円の黒字計上となりました。この処理については、1,024 百万円を収支差額変動準備金へ、1,024 百万円を基金準備金へ繰り入れました。（詳しくは 16 ページ収支計算書をご覧ください。）

基本財産の推移

H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
227 億 6 百万円	227 億 43 百万円	227 億 43 百万円	237 億 34 百万円	247 億 58 百万円

◆ 外部評価委員会

当協会では、経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、経営計画を積極的に公表し、計画の実施状況等について自己評価を行うとともに、第三者評価機関として、学識経験者、公認会計士の有識者によって構成される外部評価委員会を設置し、業務実績等の客観的評価を受け、その結果を公表しております。

令和 5 年度は 6 月 19 日、7 月 4 日の 2 回開催され、年度経営計画（令和 4 年度）の評価について講評を受けました。外部評価委員会の評価と意見およびそのアドバイスを踏まえ作成した自己評価については、ホームページで公表しております。

当協会ホームページ <https://www.fukushima-cgc.or.jp/>



◆ 令和4年度の主な取り組み

復興・創生、新型コロナ、各種政策保証への取り組み

●ふくしま復興特別資金

震災関連保証制度の中心制度である「ふくしま復興特別資金」については、その制度特性をPRするとともに、積極的な借換保証の提案により、保証承諾は39,482百万円となりました。

R4実績 承諾額

39,482百万円

●新型コロナウイルス関連

経営安定関連保証(4号)による「新型コロナウイルス対策特別資金」、伴走支援関連制度などを中心として資金繰り支援に取り組んだ結果、同事象に起因する保証承諾は20,658百万円となりました。

当協会では、新型コロナ影響により経営に支障をきたす県内中小企業・小規模事業者の皆さま向けに「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し相談を受け付けています。

R4実績 承諾額

20,658百万円

うち対策特別

3,454百万円

うち伴走支援(国・県含む)

17,204百万円

●ダブルサポート保証“結”

金融機関とのリスク分担・連携強化を目的に創設した協調融資制度「ダブルサポート保証“結”」については、推進に努めた結果、保証承諾は6,071百万円となりました。

R4実績 承諾額

6,071百万円

●継続サポート(どっしりくん)

短期継続型保証「継続サポート(どっしりくん)」については、保証料10%割引の継続および取り扱い限度額の増額を行い、利便性向上に努めた結果、保証承諾は20,652百万円となりました。

R4実績 承諾額

20,652百万円

経営支援の取り組み

●専門家派遣による経営改善サポート(経営安定化支援事業)

企業の経営改善をサポートするため、福島県中小企業診断協会と連携し専門家派遣(最大10回)を実施しています。(詳しくは34ページをご覧ください。)

企業訪問によるニーズや課題の発掘、中小企業診断士による経営診断、改善計画策定支援などにより、経営課題解決をサポートしました。

R4 実績	企業訪問	165企業
	経営診断	34企業
	改善計画策定	27企業

●経営改善計画策定支援事業(計画策定費用の補助)

事業再生・経営改善を図るために認定支援機関による支援を受けて経営改善計画を策定し、金融機関から金融支援を得ることを目指す方をお手伝いするため、計画策定にかかる費用の一部を補助しています。(詳しくは35ページをご覧ください。)

R4実績 補助企業

24企業

●セミナーの開催

様々な経営のお悩みを抱えている中小企業者の皆さま向けに、令和4年度は2つのセミナーを開催しました。

創業応援セミナー

テーマ：創業後の安定経営に向けた行動、資金調達、コロナを踏まえた創業ポイント

起業の先輩からの体験談

開催日：令和5年2月9日（会場参加13名、オンライン参加13名）

講 師：相馬 由寛 氏（中小企業診断士）

千葉 清美 氏（あだたらのちち（株）代表取締役）

後 援：県内8信用金庫、福島県信用金庫協会、信金中央金庫東北支店



経営改善セミナー

テーマ：コロナ禍の飲食店の集客、売上、利益UP手法

開催日：令和5年2月15日（会場参加20名、オンライン参加30名）

講 師：原島 純一 氏（中小企業診断士）

後 援：県内4信用組合、福島県信用組合協会、全国信用協同組合連合会仙台支店



営業店及び支店において、中小企業の皆様や関係機関の皆様に向けたセミナーを開催しました。

中小企業のための契約書の作成・見直しのすすめ

開催日：令和4年11月8日

講 師：安倍 孝祐 弁護士

主 催：福島県信用保証協会 福島営業店



創業セミナー+交流会

開催日：令和4年11月22日

講 師：松崎 健太郎 氏（（株）オクヤピーナツツジヤパン 代表取締役）

佐々木 雄介 氏（ゲストハウス ひととき 代表）



主 催：日本政策金融公庫 会津若松支店、会津商工信用組合、福島県信用保証協会 会津支店

●経営相談会、夜間相談会

資金繰りのご相談や経営全般のご相談に対応するため、県内の営業店・各支店では、経営相談会、夜間相談会を隨時開催しています。（詳しくは36ページをご覧ください。）

令和4年度は54企業から相談をいただき、企業の皆さまが抱える課題の解決に向けたアドバイスや支援を行いました。



R4実績 相談実績

54企業

●女性支援チーム“雪うさぎ”の活動

女性創業者や女性経営者のみなさまが気軽に相談できる窓口として活動している女性支援チーム“雪うさぎ”的活動として、令和4年度は、女性創業者、経営者計3企業から相談を受けたほか、ノベルティグッズの作成や金融機関との勉強会を行いました。



●創業 がっちり！サポート

創業計画づくりのサポート、専門家の派遣・計画の策定、創業融資の相談・保証、創業後のフォローアップまで一貫して当協会がサポートする「創業がっちり！サポート」を実施しています。平成30年11月に開始し5期目となる令和4年度は、2企業が利用しました。（詳しくは37ページをご覧ください。）

R4実績 支援先数

2企業

金融機関・中小企業支援機関との連携

●金融トップ座談会の開催（令和4年11月7日）

事業者支援による地域経済の力強い回復のため、各金融機関の取り組みについて情報共有、連携強化を図るべく、福島民友新聞社協力のもと、県内15金融機関のトップと当協会による「金融トップ座談会～地域経済の現状とコロナ克服の中小企業支援～」を開催しました。本座談会の内容は、福島民友新聞にて採録紙面として掲載することで、金融機関や当協会の取り組みについて県内に広く発信しました。



(写真・紙面提供：福島民友新聞社)



●「伴走型支援に係る包括的業務連携協定」を締結（令和4年4月8日）

地域における伴走型支援の実効性の確保・向上の観点から、当協会を含む7機関において「伴走型支援に係る包括的業務連携協定」を締結しました。

協定締結機関（7機関）

- (一社) 福島県中小企業診断協会
- 福島県商工会議所連合会
- 福島県商工会連合会
- 福島県中小企業団体中央会
- (公財) 福島県産業振興センター
- 東北税理士会福島県支部連合会
- 福島県信用保証協会



●勉強会・研修会の開催

金融機関や中小企業支援機関との連携強化、当協会の制度や支援メニューの周知、事業者支援の目線合わせや情報共有、支援スキル向上など様々な目的から、各機関との勉強会・研修会を開催しました。

第14回福島県中小企業支援ネットワーク会議勉強会
(令和4年12月1日)日本政策金融公庫
ひまわり信用金庫との勉強会
(令和4年12月15日)税理士法人三部会計
事務所との研修会
(令和5年2月3日)福島財務事務所
当協会主催勉強会
(令和5年3月2日、3月14日)

●『ふくしま経営支援連携協議会』の活動

令和3年11月22日に設立した同協議会において、令和4年度は下記の取り組みを実施しました。

第1回勉強会（令和4年6月13日）

【講師】

「事業者支援ノウハウ共有からの気づき」
金融庁監督局銀行第二課 地域金融企画室
渡辺 茂紀 室長補佐
「要支援企業側からの視点」
北門信用金庫 伊藤 貢作 企業支援室長



第2回勉強会（令和4年9月1日）

【講師】

「事業支援について」
東日本大震災事業者再生支援機構
サポート部 古木 淳一 担当部長



第3回勉強会（令和4年11月8日）

【講師】

「事業承継について」
中小企業基盤整備機構 東北本部
中小企業アドバイザー 阿部 憲夫 氏
「事業承継ファンド・再生ファンドについて」
ファンド事業部 ファンド事業企画課
南野 真也 課長・乾 進一 課長代理



第4回勉強会（令和5年1月6日）

【講師】

「地域金融機関の支援連携が切り拓く福島の未来」
金融庁監督局 新発田 龍史 参事官
トークセッション
新発田 龍史 参事官
(一財) とうほう地域総合研究所
矢吹 光一 理事長



「求められる支援、求める支援、地域の連携を考える」事業者支援のためのシンポジウム (令和5年1月19日)

【基調講演】

「社会経済情勢の変化に対応した
事業者支援と地域経済の活性化」
財務省 東北財務局 目黒 克幸 局長



【講演】

「環境の変化と問題解決への取組み」
株式会社サンブライト 渡邊 忍 代表取締役
「豊国酒造が描くこれまでとこれから」
豊国酒造合資会社 矢内 賢征 代表社員

【パネルディスカッション】

モダレーター: 畠 利行 (当協会会長 (当時))

パネリスト:

渡邊 忍 氏
矢内 賢征 氏
矢吹 光一 氏 (とうほう地域総合研究所理事長)
重巣 敦子 氏 (西口インキュベールーム
インキュベーションマネージャー)

地域貢献活動

●令和4年度 福島県信用保証協会寄附金による地域活性化活動助成事業 公開報告会 (令和5年3月15日)

当協会は、地域貢献活動の一環として、国立大学法人福島大学に対し地域活性化のための研究活動等への助成を目的とした寄附を行っており、今回の報告会では、令和4年度に採択された3事業の報告が行われました。



●キャリア教育支援

福島大学の授業「キャリアモデル学習」に当協会職員が講師として参加したほか、同学キャリアセンターが主催しているキャリア支援事業の一環「プレ・インターンシップ」に協力するなど、学生のキャリア教育を支援しました。



キャリアモデル学習（令和4年6月30日）



プレインターンシップ
(令和5年3月15日)

●一斉清掃活動の実施

毎年、本店・各支店の役職員で、各事業所周辺や駅周辺の一斉清掃活動を行っています。令和4年度は、5月11日と10月11日に実施しました。



●献血協力

近年、人口減少などにより献血者数・献血量ともに減少傾向にあることから、当協会では積極的に献血に協力しています。



健康経営への取り組み

●健康優良企業「銀の認証」を取得

当協会では、健康で安心して働ける職場環境づくりと、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に向け、近年健康経営に取り組んでいます。令和3年4月に健康保険組合の「健康企業宣言」に参加し、当協会の衛生委員会を介し、健康づくりに係る取り組みを推進した結果、令和4年6月7日には、健康優良企業「銀の認証」を取得しました。



健康づくりへの取り組み



衛生委員会



ロゴマーク



銀の認証

広報活動

● テレビを活用した広報活動

知名度向上、イメージアップを目的として、テレビCMと取材付きパブリシティによる広報を行いました。



取材付きパブリシティと撮影の様子



テレビ CM

● 創業者紹介コーナー「夢、ふくふく」

地元情報誌「CJ Monmo」とコラボした創業者紹介コーナーを開始しました。



● ホームページの活用

見やすさを意識したレイアウト変更のほか、YouTube動画や掲載冊子等を拡充しました。

〈ホームページ URL〉

<https://www.fukushima-cgc.or.jp/>



ホームページ



YouTube チャンネル

● 新聞広告、関係機関所報への広告掲載

知名度向上や保証・経営支援メニューの周知を目的として、新聞のほか商工会議所報や中小企業団体中央会機関誌などを活用し広報を行っています。

広報誌への広告



新聞広告



● 広報誌「保証月報」の発行

毎月、広報誌「保証月報」を作成し、金融機関、地方自治体、中小企業支援機関、報道機関などに配布しています。令和4年度の表紙では、福島県の名産品・特産品のPRを行いました。



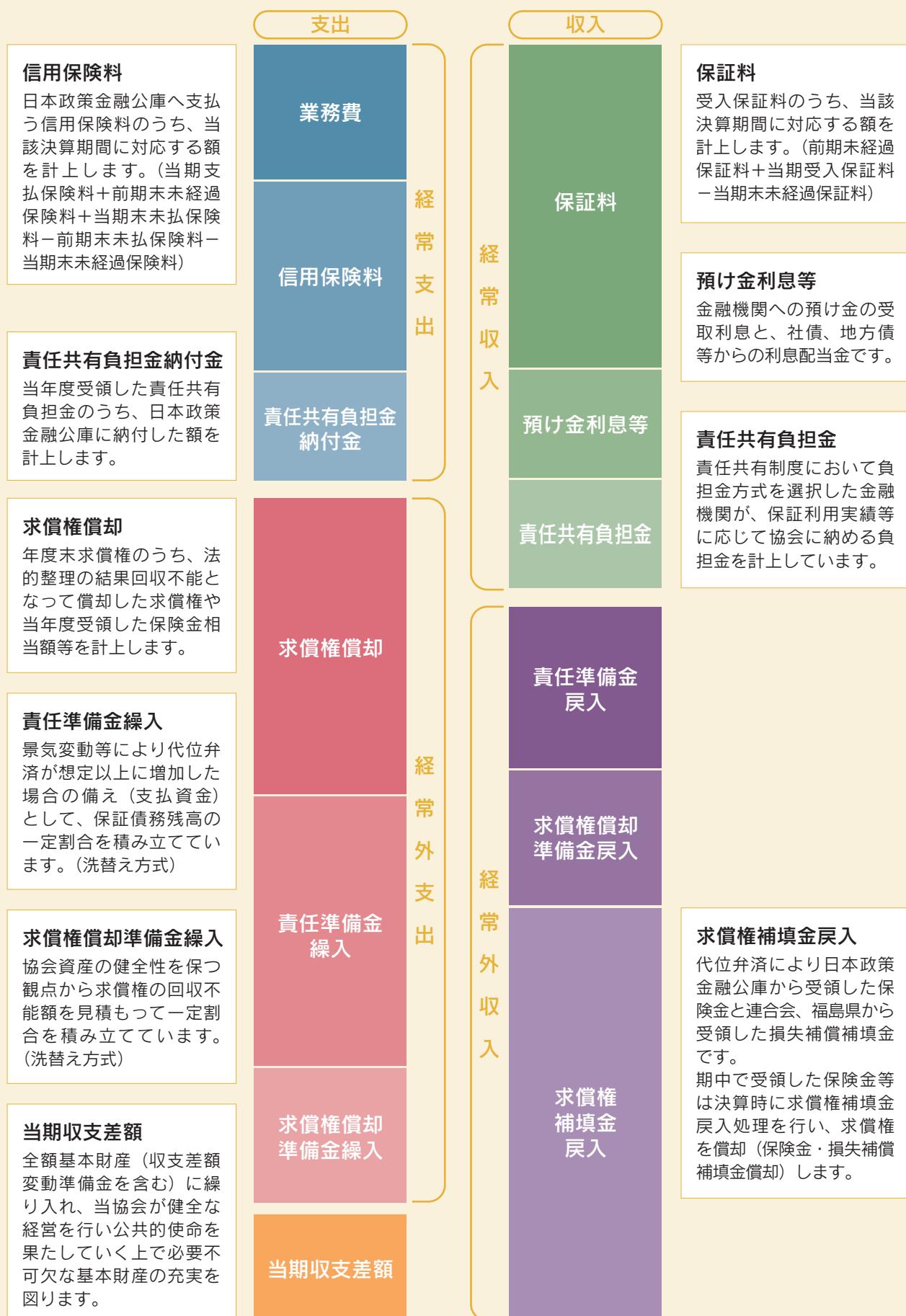
◆ 収支計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	5,548,108,543
保 証 料	4,738,131,823
預 け 金 利 息	3,364,617
有 価 証 券 利 息・配 当 金	189,328,281
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	1,046,800
損 害 金	37,526,321
事 務 补 助 金	358,899,223
責 任 共 有 負 担 金	209,338,000
雑 収 入	10,473,478
経 常 支 出	3,363,803,174
業 務 費	1,089,388,172
役 職 員 給 与	546,612,191
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	43,467,483
そ の 他 人 件 費	101,675,319
旅 費	5,206,190
事 務 費	200,701,819
賃 借 料	60,888,665
動 産・不 動 産 償 却	28,826,267
信 用 調 査 費	2,774,020
債 権 管 理 費	42,294,598
指 導 普 及 費	27,251,179
負 担 金	29,690,441
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	2,249,449,727
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	19,836,855
雑 支 出	5,128,420
経 常 収 支 差 額	2,184,305,369
経 常 外 収 入	6,865,406,777
償 却 求 償 権 回 収 金	118,647,195
責 任 準 備 金 戻 入	3,723,369,883
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	163,451,566
求 償 権 补 填 金 戻 入	2,859,938,133
保 険 金	2,710,098,372
損 失 补 償 补 填 金	149,839,761
有 価 証 券 評 価 益	0
有 価 証 券 売 却 益	0
補 助 金	0
そ の 他 収 入	0
経 常 外 支 出	7,001,336,579
求 償 権 償 却	3,101,566,376
譲 受 債 権 償 却	0
雑 勘 定 償 却	9,488,792
有 価 証 券 評 価 損	0
有 価 証 券 売 却 損	0
退 職 金	587,040
責 任 準 備 金 繰 入	3,666,647,738
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	222,893,699
そ の 他 支 出	152,934
経 常 外 収 支 差 額	△ 135,929,802
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0
収 支 差 額 变 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	2,048,375,567
収 支 差 額 变 動 準 備 金 繰 入 額	1,024,000,000
基 本 財 产 繰 入 額	1,024,375,567

◆ 収支計算書の用語解説



◆ 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 現 金	100,000	基 本 財 産	24,758,374,227
小 切 手	100,000	基 金	6,293,695,500
預 け 金	8,194,187,455	基 金 準 備 金	18,464,678,727
当 座 預 金	0	制 度 改 革 促 進 基 金	0
普 通 預 金	890,320,042	収 支 差 額 変 動 準 備 金	7,941,232,778
通 知 預 金	0	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
定 期 預 金	7,300,000,000	責 任 準 備 金	3,666,647,738
郵 便 質 金	3,867,413	求 償 権 償 却 準 備 金	222,893,699
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	670,448,183
有 価 証 券	42,593,957,268	損 失 補 償 金	12,582,502,968
国 方 債 債	0	保 証 債 務	566,120,666,837
地 方 債 債	13,299,674,999	求 償 権 補 填 金	0
社 方 債 債	29,292,282,269	保 険 金	0
株 式	2,000,000	損 失 補 償 補 填 金	0
受 益 証 券	0	借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	長 期 借 入 金	0
フ ァ ン ド 出 資	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
譲 渡 性 預 金	0	短 期 借 入 金	0
そ の 他	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
動 産・不 動 産	812,772,437	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造成 資 金	0
事 業 用 不 動 産	787,546,775	雜 勘 定	16,514,067,962
事 業 用 動 産	25,225,662	仮 受 金	75,134,148
所 有 動 産・不 動 産	0	保 険 納 付 金	121,717,519
建 設 仮 勘 定	0	損 失 補 償 納 付 金	5,296,701
損 失 補 償 金 見 返	12,582,502,968	未 経 過 保 証 料	16,308,701,400
保 証 債 務 見 返	566,120,666,837	未 払 保 険 料	2,399,042
求 償 権	1,012,896,623	未 払 費 用	819,152
譲 受 債 権	0	有 価 証 券 未 払 金	0
雜 勘 定	1,159,750,804		
仮 払 金	2,967,335		
保 証 金	400,000		
厚 生 基 金	44,416,832		
連 合 会 勘 定	9,008,748		
未 収 利 息	33,820,195		
有 価 証 券 未 収 入 金	0		
未 経 過 保 険 料	1,069,137,694		
合 計	632,476,834,392	合 計	632,476,834,392

◆ 財産目録

(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

資 产		负 债	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	100,000	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
預 け 金	8,194,187,455	責 任 準 備 金	3,666,647,738
金 銭 信 託	0	求 償 権 償 却 準 備 金	222,893,699
有 価 証 券	42,593,957,268	退 職 給 与 引 当 金	670,448,183
動 産・不 動 産	812,772,437	損 失 補 償 金	12,582,502,968
損 失 補 償 金 見 返	12,582,502,968	保 証 債 務	566,120,666,837
保 証 債 務 見 返	566,120,666,837	求 償 権 補 填 金	0
求 償 権	1,012,896,623	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雜 勘 定	16,514,067,962
雜 勘 定	1,159,750,804		
合 計	632,476,834,392	合 計	599,777,227,387
		正 味 財 産	32,699,607,005

◆ 貸借対照表の用語解説

	借方	貸方	
現金・預け金			基本財産 株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格を持つ出えん金および金融機関等負担金、ならびに収支差額から繰り入れる基金準備金の2つから構成されています。
有価証券 安全有利な資産運用を行うため、社債・地方債等を保有しています。			収支差額変動準備金 収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。
損失補償金見返 貸方の損失補償金のうち、地方公共団体が行う損失補償限度額の見返として計上しています。			責任準備金 将来の不測の事態に備えて年度末の保証債務残高に対して一定の割合で積み立てています。
求償権 代位弁済した金額から、回収金や日本政策金融公庫からの保険金等による求償権の償却分を控除した額です。			損失補償金 地方公共団体等が信用保証協会の代位弁済に基づく損失につき補償を行う場合の限度額を計上しています。
未経過保険料 当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度に係る部分を計上しています。			借入金 地方公共団体および全国信用保証協会連合会からの借入を計上します。
	現金・預け金	基本財産	
	有価証券	収支差額変動準備金	
	動産・不動産	責任準備金	
	損失補償金見返	求償権償却準備金	
	求償権	退職給与引当金	
	未経過保険料	損失補償金	
	損失補償金見返	借入金	
	求償権	未経過保証料	
	未経過保険料		

※保証債務見返（借方）と保証債務（貸方）は同額のため、この表からは除いています。

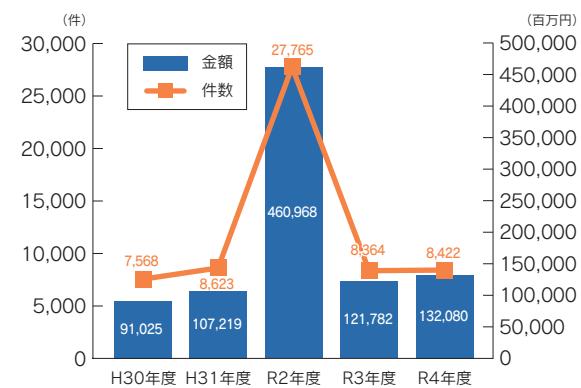
信用保証の動向

◆ 主要業務数値 (5年間の推移)

保証承諾

(単位：百万円、%)

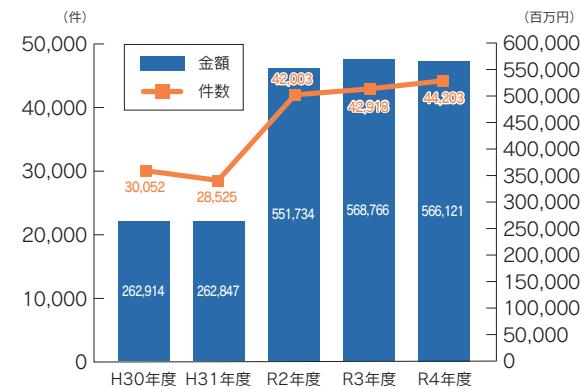
	件 数	金 額	前年度比
H30 年度	7,568	91,025	103.8
H31 年度	8,623	107,219	117.8
R 2 年度	27,765	460,968	429.9
R 3 年度	8,364	121,782	26.4
R 4 年度	8,422	132,080	118.4



保証債務残高

(単位：百万円、%)

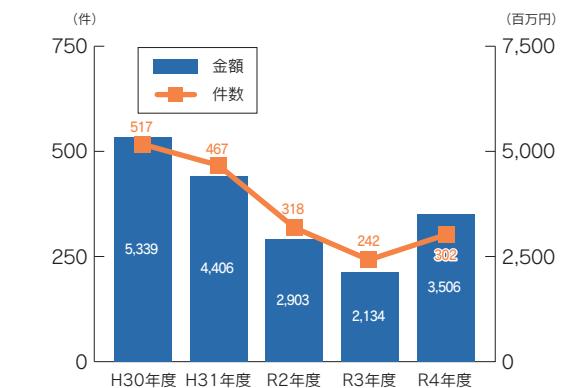
	件 数	金 額	前年度比
H30 年度	30,052	262,914	92.8
H31 年度	28,525	262,847	100.0
R 2 年度	42,003	551,734	209.9
R 3 年度	42,918	568,766	103.1
R 4 年度	44,203	566,121	99.5



代位弁済

(単位：百万円、%)

	件 数	金 額	前年度比
H30 年度	517	5,339	153.0
H31 年度	467	4,406	82.5
R 2 年度	318	2,903	65.9
R 3 年度	242	2,134	73.5
R 4 年度	302	3,506	164.3

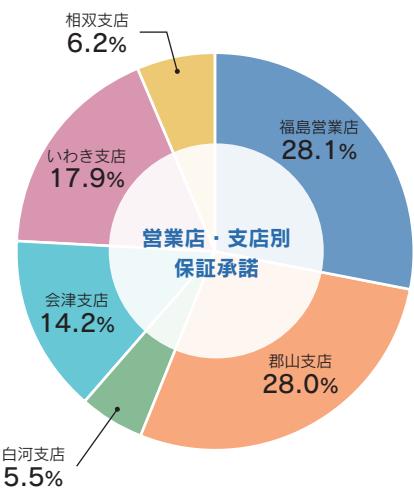


◆ 項目別保証の動向（令和4年度）

営業店・支店別保証承諾

(単位：百万円、%)

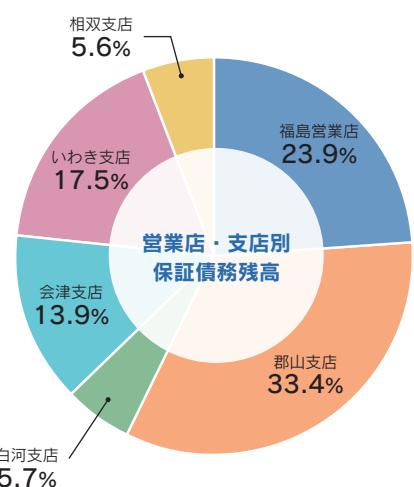
	件 数	金 額	構成比	前年度比
福島営業店	2,375	36,662	28.1	116.0
郡山支店	2,425	36,414	28.0	96.6
白河支店	478	7,203	5.5	114.2
会津支店	1,257	18,484	14.2	137.8
いわき支店	1,483	23,377	17.9	94.1
相双支店	404	8,142	6.2	102.7
合 計	8,422	130,280	100.0	107.0



営業店・支店別保証債務残高

(単位：百万円、%)

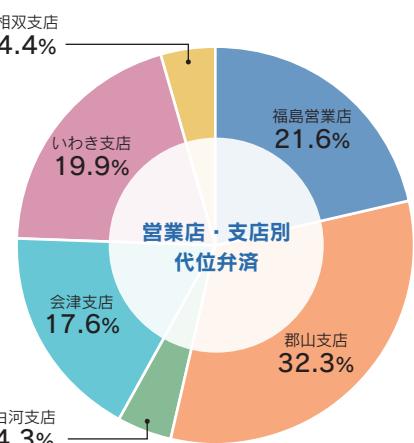
	件 数	金 額	構成比	前年度比
福島営業店	10,718	135,087	23.9	101.4
郡山支店	14,426	189,087	33.4	99.9
白河支店	2,664	32,321	5.7	99.0
会津支店	6,520	78,852	13.9	98.3
いわき支店	7,880	99,290	17.5	97.9
相双支店	1,995	31,484	5.6	98.4
合 計	44,203	566,121	100.0	99.5



営業店・支店別代位弁済

(単位：百万円、%)

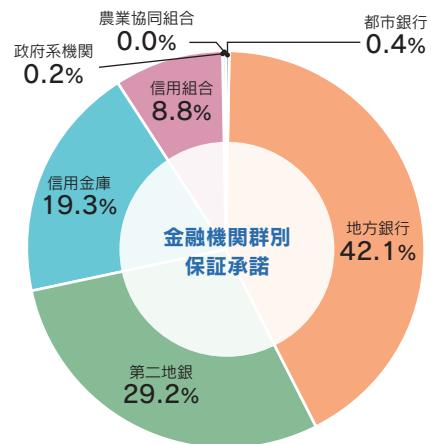
	件 数	金 額	構成比	前年度比
福島営業店	55	756	21.6	129.5
郡山支店	111	1,131	32.3	181.3
白河支店	7	151	4.3	74.3
会津支店	49	618	17.6	623.0
いわき支店	65	696	19.9	187.0
相双支店	15	153	4.4	60.9
合 計	302	3,506	100.0	164.3



金融機関群別保証承諾

(単位：百万円、%)

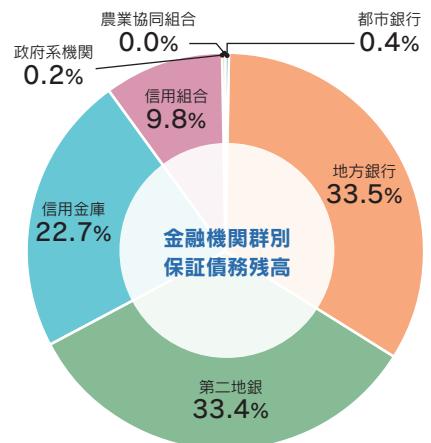
	件 数	金 額	構成比	前年度比
都市銀行	14	475	0.4	96.8
地方銀行	2,877	54,825	42.1	116.7
第二地銀	2,254	38,104	29.2	114.5
信用金庫	2,087	25,197	19.3	91.7
信用組合	1,177	11,471	8.8	85.8
政府系機関	12	206	0.2	113.1
農業協同組合	1	2	0.0	-
合 計	8,422	130,280	100.0	107.0



金融機関群別保証債務残高

(単位：百万円、%)

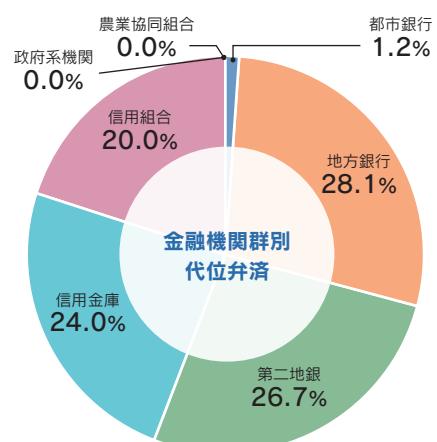
	件 数	金 額	構成比	前年度比
都市銀行	102	2,077	0.4	93.6
地方銀行	12,165	189,654	33.5	103.8
第二地銀	13,553	189,289	33.4	99.1
信用金庫	12,022	128,552	22.7	96.1
信用組合	6,287	55,314	9.8	95.6
政府系機関	72	1,232	0.2	103.2
農業協同組合	2	3	0.0	160.1
合 計	44,203	566,121	100.0	99.5



金融機関群別代位弁済

(単位：百万円、%)

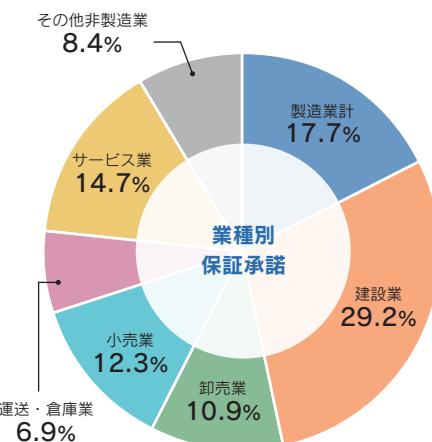
	件 数	金 額	構成比	前年度比
都市銀行	2	41	1.2	460.4
地方銀行	66	984	28.1	122.1
第二地銀	99	937	26.7	153.2
信用金庫	70	842	24.0	202.2
信用組合	65	701	20.0	241.0
政府系機関	0	0	0.0	0.0
農業協同組合	0	0	0.0	0.0
合 計	302	3,506	100.0	164.3



業種別保証承諾

(単位：百万円、%)

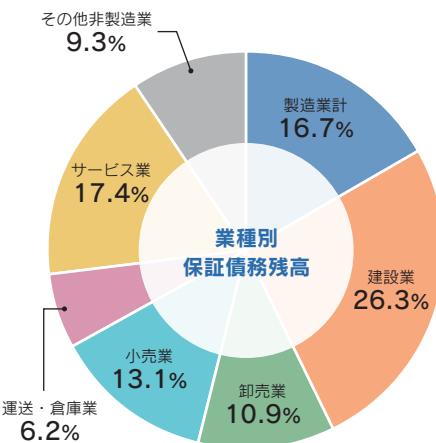
	件 数	金 額	構成比	前年度比
食料品工業	203	3,949	3.0	117.1
機 械 工 業	204	4,614	3.5	144.5
金 属 工 業	148	3,124	2.4	118.0
電気機器工業	90	2,117	1.6	120.0
その他製造業	547	9,270	7.1	117.4
製 造 業 計	1,192	23,074	17.7	122.3
建 設 業	2,677	38,053	29.2	105.0
卸 売 業	769	14,175	10.9	99.5
小 売 業	1,179	15,972	12.3	105.5
運送・倉庫業	378	8,925	6.9	109.9
サービス業	1,377	19,120	14.7	102.2
その他非製造業	850	10,961	8.4	104.8
非 製 造 業 計	7,230	107,206	82.3	104.2
合 計	8,422	130,280	100.0	107.0



業種別保証債務残高

(単位：百万円、%)

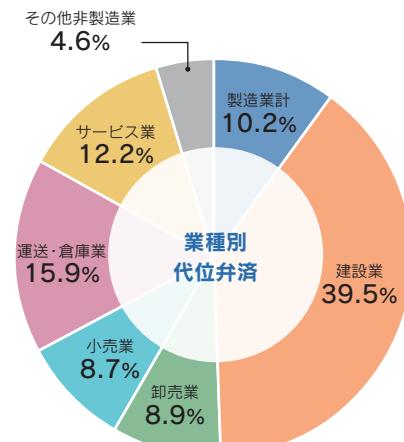
	件 数	金 額	構成比	前年度比
食料品工業	947	15,337	2.7	102.9
機 械 工 業	1,050	17,087	3.0	103.1
金 属 工 業	863	14,132	2.5	98.2
電気機器工業	542	9,497	1.7	99.1
その他製造業	3,059	38,720	6.8	100.7
製 造 業 計	6,461	94,773	16.7	100.9
建 設 業	11,792	148,867	26.3	98.2
卸 売 業	4,000	61,683	10.9	97.7
小 売 業	6,504	74,398	13.1	100.6
運送・倉庫業	1,913	35,283	6.2	100.0
サービス業	8,110	98,239	17.4	100.0
その他非製造業	5,423	52,877	9.3	100.6
非 製 造 業 計	37,742	471,347	83.3	99.3
合 計	44,203	566,121	100.0	99.5



業種別代位弁済

(単位：百万円、%)

	件 数	金 額	構成比	前年度比
食料品工業	3	44	1.3	130.4
機 械 工 業	4	53	1.5	72.7
金 属 工 業	2	83	2.4	1025.8
電気機器工業	2	54	1.5	—
その他製造業	11	121	3.5	44.4
製 造 業 計	22	355	10.2	91.7
建 設 業	113	1,387	39.5	188.9
卸 売 業	27	311	8.9	64.5
小 売 業	35	305	8.7	132.6
運送・倉庫業	38	557	15.9	3067.5
サービス業	39	429	12.2	180.6
その他非製造業	28	162	4.6	371.2
非 製 造 業 計	280	3,150	89.8	180.5
合 計	302	3,506	100.0	164.3



◆ 第6次中期事業計画(令和3年度～令和5年度)

福島県信用保証協会は、地域に根差す公的保証・支援機関として中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、令和3年度から令和5年度までの3カ年間における業務上の基本方針として、以下に掲げる項目を重点とし取り組んでまいります。

① 福島の復興・創生とウィズコロナ・アフターコロナに向けた取り組み

- ① 繼続された「震災関連保証」を活用し被災中小企業者の個々の復興段階に応じたきめ細かで適切な金融支援に努めます。
また特に浜通り地域についてはイノベーション・コスト構想による創造的復興に向けた取り組みを行います。
- ② 東日本台風や新型コロナにより甚大な被害を受けている中小企業者に対し、経営改善に向けた企業支援を行い、事業継続を後押しします。
- ③ 創業予定者または創業間もない先に対する創業関連制度の周知や支援により、創業意欲の高揚、創業後の企業体力の強化に寄与していきます。
- ④ 経営者が高齢化している中小企業者に対し、税理士や金融機関等と連携し事業承継の必要性を丁寧に説明し理解を得て承継諸制度によるスムーズな承継に繋げます。
- ⑤ 「経営者保証を不要とする取り扱い」に適切に対応し、経営者や承継者の負担を軽減します。
- ⑥ 中小企業者の経営状況やニーズを把握し各々の実情に即した保証制度の提案・提供を行い、利用度の向上に繋げます。

② 金融機関との適切なリスク分担、連携への取り組み

- ① 金融機関の支援方針を踏まえて柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせ、中小企業者の安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を図ります。
- ② 各関係機関との連携・協力を推進することにより、中小企業者の経営改善や事業再生を着実に進めています。
- ③ 公的保証・支援機関としての各種施策を実施し、金融機関や関係機関に信用補完制度の理解と協力体制の構築に努めます。

③ 経営支援、事業再生への取り組み

- ① 個別の中小企業者のライフステージに応じた効果的な経営支援を展開します。特に、新型コロナの影響を受ける中小企業者については、現状の把握、問題点・課題の共有に努め、金融機関および関係機関と連携し、また、金融機関の伴走支援を中小企業者のアラーム機能として、本支店が一体となり必要に応じた経営支援メニューを最大限に活用することで、経営改善、事業継続を支援します。
- ② 延滞、事故、経営改善が容易ではない中小企業者については、金融機関、関係機関との連携により早期の対応に努め、最善策、支援策に取り組むことで事故の未然の防止と代位弁済の抑制を図ります。
- ③ 事業再生については、地域経済への影響を考慮しつつ、金融機関、関係機関と連携し、求償権放棄、不等価譲渡、資本的劣後化等、抜本再生、円滑な廃業（再チャレンジ）支援に取り組みます。
- ④ 連携体の構成機関間の情報共有、意見交換に努め、連携の効果の最大化により、中小企業者への貢献に取り組みます。
- ⑤ 専門家派遣を行った中小企業者を中心に、支援前後の財務データの評価や定性情報を比較することにより、経営支援の効果的な実施に向けた検証を行います。

④ 中小企業者の実情を踏まえた管理・回収への取り組み

- ① 震災の被災者については、実態把握に努め、実情に即したきめ細かな対応と継続した折衝により回収の促進に取り組みます。
- ② 初動を徹底し、早期に実態把握に努め、適切かつ効果的な回収方針を決定し早期解決を図ります。
- ③ 実情を踏まえ求償権の回収上有利であると判断される場合、「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用し回収を促進します。
- ④ サービサーと回収方針等を協議し情報共有を図り、効率的な回収に取り組みます。

⑤ 信頼され、求められる存在となるための取り組み

- ① 採用活動や研修内容の充実、外部機関への派遣、資格取得の奨励等により、より良い人材の確保と育成を図ります。
- ② 業務の効率化や電子化、働き方改革、健康経営、ワーク・ライフ・バランス等の推進により、組織の活性化と生産性や企業イメージの向上を図ります。
- ③ 効率的な経営と安全性に配慮した効果的な資金運用に努めるとともに、補助金・損失補償の拡充などの財政支援についても継続的に要望しています。
- ④ 信用保証協会の業務や取り組みを通じて、社会的課題解決と持続可能な社会の実現に貢献します。
- ⑤ 継続的かつ効果的な広報活動により信用保証協会の認知度向上を図ります。
- ⑥ システムの安定運用と保証業務の電子化や保証制度の創設・変更等に伴うシステム対応等について、保証協会システムセンターと連携して取り組みます。
- ⑦ 適正な業務運営に資するよう内部検査態勢の充実を図ります。
- ⑧ 令和3年度コンプライアンス・プログラムを策定し、法令の遵守と部署間連携による全社的なリスクマネジメントの推進に努め、コンプライアンス態勢の強化を図るとともに、個人情報漏えい防止や個人情報保護法等の周知徹底により適切な情報管理に努めます。
- ⑨ 反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止に取り組みます。
- ⑩ 事業継続計画の点検・整備と教育・訓練等の実施により、危機管理体制の強化に努めます。

◆ 令和5年度経営計画

① 業務環境

コロナ禍からの社会経済活動の正常が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。ただし、エネルギー・原材料価格の高騰や欧米各国の金融引き締めなどによる世界的な景気後退懸念など、下振れリスクに注意する必要があります。

今後、新型コロナ収束に伴うインバウンドを含めた観光、飲食サービス産業等の回復に加え、農産物等の輸出拡大、福島イノベーション・コースト構想の進展等が期待されているものの、国際情勢の変化や人手不足などの影響から先行きは不透明であり、予断を許さない状況が続くとみられます。

急激に進む人口減少等、従前からの我が国の構造的課題が顕在化しているほか、デジタル化、グリーン化やSDGsへの取り組みに加え、浜通り地域の復興・再生、風評問題、頻発する自然災害からの復旧など、復興途上にある本県中小企業者は、多くの課題を抱えています。

そのような中、中小企業者は、既存の事業の強みをいかした販路開拓や経営改善、また新しい生活様式やウィズコロナ・アフターコロナに対応した事業の展開等に取り組むことが重要となります。

② 業務運営方針

当協会は、地域に根差す公的保証・支援機関として、震災や頻発している自然災害等からの復興再生と、ウィズコロナ・アフターコロナにおける金融支援・経営改善支援に最優先で取り組むとともに、創業、事業承継や経営者保証解除に向けた取り組みなど、中小企業者個々のニーズに対し、顧客目線に立ち、寄り添った支援を行うことにより、当協会の存在意義を高めつつ、地域経済の下支え・活性化に努めます。

とりわけ、コロナ関連保証の返済開始を迎える企業に対してのフォローアップを強化し、個々の実情に応じた支援を行ってまいります。

また、「ふくしま経営支援連携協議会」を中心に関係機関とより一層連携を図ることで、金融と経営の一体的支援に取り組みます。

③ 重点課題の取り組み

保証部門

震災からの復興再生、新型コロナやエネルギー・原材料価格の高騰等の影響を受けた中小企業者への資金繰り支援等に万全を期すとともに、金融機関とは対話を通じ適切なリスク分担・連携強化を進め、中小企業者の個々のニーズに応えることで、県内中小企業者の振興・発展を図ってまいります。

1) 福島の復興・創生とウィズコロナ、アフターコロナに向けた取り組み

- ① 震災被災中小企業者や被災地域の復興・復旧に向けた取り組み
- ② 新型コロナの影響を受けた中小企業者に対する取り組み
- ③ 創業を活性化し支援する取り組み
- ④ 円滑な事業承継を推進する取り組み
- ⑤ 「経営者保証を不要とする取り扱い」への取り組み
- ⑥ 中小企業者のニーズに応え保証利用度の維持向上を目指す取り組み

2) 金融機関との適切なリスク分担、連携への取り組み

- ① 中小企業者の実情に応じたリスク分担の取り組み
- ② 金融機関、関係機関との連携・協力を深耕させる取り組み
- ③ 信用補完制度の周知を強化し利用促進に結び付ける取り組み

期中管理・経営支援部門

経営者の高齢化や震災に伴う休廃業の進行、復興需要のピークアウト、新型コロナの影響に加え、エネルギー・原材料価格の高騰等県内中小企業者を取り巻く環境が厳しさを増す中、既に経営の安定に支障を来たしている先や条件変更先には、関係機関との連携を強化し、効率的かつ効果的な経営改善の支援に取り組むなど、代位弁済の抑制に努めます。

また、創業支援や事業承継支援など中小企業者のライフステージ等に応じた取り組みを通じ、地域経済の下支え・活性化を図ります。

課題解決にあたっては、金融機関をはじめとする関係機関との連携強化を図るとともに、本支店間の連携を密にし、金融と経営の一体的支援に向けた取り組みを進めてまいります。

1) 経営支援、事業再生への取り組み

- ① 企業のライフステージに応じた経営支援の取り組み
- ② 期中管理の取り組み
- ③ 事業再生支援の取り組み
- ④ 連携による支援の取り組み
- ⑤ 経営支援の効果的な実施に向けた検証の取り組み

回収部門

被災した求償債務者等に対しては、その復興・再建状況に応じ、引き続き柔軟な対応に努めます。また、早い段階で適切な回収方針を決定するとともに、サービサーの有効活用等により、効率的かつ効果的な回収を図ってまいります。

1) 中小企業者の実情を踏まえた管理・回収への取り組み

- ① 被災者への対応
- ② 早期回収の着手
- ③ 実情に即した適切な回収方針
- ④ サービサーの有効活用

その他間接部門

社会的使命を果たし、中小企業者に寄り添った公的保証・支援機関として在り続けるため、広く高度な知識を有する人材の育成、電子化や業務改善による効率化や利便性向上、また安定した財務基盤の構築などを進め経営基盤の強化を図るほか、自然災害などに備えた危機管理体制の整備、地域社会への貢献、法令等遵守により信頼醸成を図り、当協会の認知度および存在意義を高めてまいります。

1) 信頼され、求められる存在となるための取り組み

- | | |
|------------|---|
| 総務関係 | ① 人材確保と人材育成
② 業務の効率化とデジタル化
③ 財務基盤の強化
④ 経済、社会、環境課題への対応
⑤ 広報活動の充実
⑥ 関係機関との連携維持・強化によるシステムの安定運用および信用保証業務電子化等への円滑な対応
⑦ 内部検査態勢の充実
⑧ 法令等遵守およびリスクマネジメントの推進と個人情報漏えい防止などの情報セキュリティ態勢の強化
⑨ 反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止
⑩ 災害時における事業継続のための態勢強化 |
| 広報関係 | |
| システム関係 | |
| コンプライアンス関係 | |

④ 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度計画比
保証承諾	110,000	100.0
保証債務残高	468,000	86.3
代位弁済	5,500	122.2
実際回収*	700	82.4

*実際回収とは、元金および損害金の回収をいいます。

経営計画の詳細は当協会ホームページで公表しております

当協会ホームページ  <https://www.fukushima-cgc.or.jp/>



天山文庫

保証利用のご案内

◆ ご利用になれる保証の限度額

	個人・法人	組合
一般保証	2億円	4億円
無担保保証	8,000万円	8,000万円
無担保無保証人保証	2,000万円	2,000万円

- ① 東日本大震災復興緊急保証は、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ② セーフティネット保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ③ 災害関係特例保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ④ 危機関連保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ただし、①②③④は、合わせて無担保で1億6,000万円、総枠で5億6,000万円です。
- また、②と③は総枠で2億8,000万円以内です。
- ⑤ 特定社債保証については、セーフティネット保証および危機関連保証を除く一般保証、無担保保証と、合計で5億円が限度となります。
- ⑥ 流動資産担保融資保証は、他の保証と別枠でご利用できます。
- ⑦ 無担保無保証人保証は、他の保証と併用することはできません。
- ⑧ その他、公害防止・エネルギー対策・新事業開拓・海外投資関係保証等で上記保証の限度額とは別に取扱できる保証もありますので、営業店・各支店にお気軽にご相談ください。

◆ 保証をご利用になれる方

個人事業者および会社・組合等法人事業者であって、次の資格要件にあてはまる方が、ご利用になれます。
なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証対象となりません。

住所・営業実績

個人の場合は住居または事業所を、法人の場合は本店または事業所を、福島県内に有していること。
営業年数は問わず現に事業（保証対象業種）を営んでいること。
なお、制度要綱等で定めのある場合は、その定めによります。

資本金・従業員数

事業の規模（資本金・従業員数）が次の条件にあてはまること。

業種	資本金	従業員
製造業等（建設業、運送業等）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
医業を主たる事業とする法人	-	300人以下

ただし、次の政令特例業種については次のとおりとなります。

政令特例業種	資本金	従業員
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ） （製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※従業員は、常時使用する従業員数となります。なお、個人の場合の事業主と同一生計にある三親等以内の親族、法人の場合の役員は、常時使用する従業員数には含まれません。

※法人は、資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。

※個人、特定非営利活動法人については、常時使用する従業員数の条件を満たす方です。

※宗教法人・学校法人・有限責任事業組合（LLP）等は保証の対象となりません。

資金使途

保証の対象となる借入金の資金使途は、事業経営に必要な運転資金または設備資金などの事業資金であることが必要となります。

生活資金や住宅資金、投機資金等の非事業性資金は対象となります。

保証対象業種

中小企業者であればほとんどの業種が対象となります。農林漁業（一部対象業種あり）、性風俗関連特殊営業、サービス業の一部、金融業（一部対象あり）は保証の対象となります。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

連帯保証人

次のような場合を除き、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となります。

1. 実質的な経営権を持っている方、申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
2. 本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者から積極的に連帯保証の申出があつた場合

担保

担保は必要な場合があります。

◆ 責任共有制度

従来、原則100%保証（全部保証）であつた保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆さんに対するより一層の支援を行うことができるようになりますことを目的に平成19年10月1日より導入されました。

「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関がいずれか一方の方式を選択、採用することになっています。いずれの方式においても金融機関の負担割合は同じです。

なお、金融機関の採用した方式がいずれであっても、ご利用になる中小企業の皆さんにご負担いただく信用保証料は同じです。

負担割合

原則として、保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

保証協会 80%	金融機関 20%
----------	----------

責任共有制度の対象

原則として、全ての保証が責任共有制度の対象となります。一部対象から除外される保証制度があります。対象外となる保証は、従来同様、協会の100%保証となります。

責任共有制度の対象外となる主な保証

- ※小口零細企業保証（「全国小口」）
- 福島県小規模企業支援資金融資保証（上記制度に準拠して創設された県制度、「県小規模」）
- 無担保無保証人制度（特別小口保険に係る）保証
- 創業関連保険（再挑戦支援保証を含む）に係る保証

●災害関係特例保証、東日本大震災復興緊急保証

※責任共有制度導入にあたり対象から除外される保証制度として創設された全国統一保証制度です。

保証限度額：2,000万円（既保証残高を含む）

対象事業者：常時使用する従業員が20人以下（商業、サービス業を主たる事業とする事業者については5人以下）の個人および法人等

◆ 保証料について

保証をご利用いただく場合には、その保証金額、保証期間、返済方法等に応じて、所定の保証料をお支払いいただくことになります。いただいた保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営していく上で必要な費用に充当されます。

保証料率体系

保証料率は、従来は一律でしたが、保証料率の弾力化に伴い、ご利用される中小企業の皆さまの経営状況に応じ次の9段階に区分された保証料率体系となり、責任共有制度の対象となる保証には責任共有保証料率が、対象外となる保証には責任共有外保証料率がそれぞれ適用されます。

ただし、セーフティネット（経営安定関連）保証や流動資産担保融資保証等の特別な保証については、例外として政策的に配慮された一律の保証料率が適用されています。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率（%） (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率（%） (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

- 注)「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。保証書、保証料計算書等への表示は「責任共有保証料率」として表示しています。
- 注)「責任共有外保証料率」は、保証委託額（100%保証ですので、貸付金額と同額となります）に対する率です。表示上は、単に「保証料率」とのみ表示することとしています。
- 注) 特殊保証とは、手形割引根保証、電子記録債権割引根保証または当座貸越根保証のことをいいます。
- 注) 県・市町村の制度保証の保証料率は、上記料率よりも低く設定する等の措置が講じられています。

料率区分の決定

適用する料率区分は、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設されたデータベース「CRD」を利用し、お客様の財務内容を総合的に評価し決定しています。

「CRD」とは、経済産業省（中小企業庁）のバックアップにより中小企業金融の円滑化を支援することを目的に平成13年に創設された「中小企業信用リスク情報データベース（Credit Risk Database）」の略称で、中小企業に関する日本最大のデータベースです。

現在は、非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

割引制度

当協会では、全国統一割引に加え、制度によっては基準となる保証料の引き下げを実施し、中小企業の資金調達コストの負担軽減を図っております。

全国統一割引

- | | |
|---------------------------|---------|
| 1.会計参与設置に関する割引（略称：会計参与割引） | 0.1% 割引 |
| 2.有担保保証に対する割引（略称：有担保割引） | 0.1% 割引 |

保証料率を引き下げている主な保証制度

- | | | |
|---------------------------------|----------------|-----------------|
| ●東日本大震災復興緊急保証 | ●ダブルサポート保証（結） | ●継続サポート（どっしりくん） |
| ●創業関連保証 | ●スタートアップ創出促進保証 | ●福島県起業家支援保証 |
| ●福島県緊急経済対策資金：ふくしま復興、新型コロナウイルス対策 | | |

◆ 主な保証制度のご案内(令和5年6月30日現在)

中小企業の多様な資金ニーズに対応するため、豊富な「保証メニュー」を取り揃えております。
さらに、中小企業者の金融円滑化・金融費用負担軽減策として、福島県および市町村が財政措置を講じ実施している保証制度もあります。

主な保証制度を掲載しますので、ご参照ください。

ご利用の目安	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
通常の運転・設備資金に	普通保証	2億円（組合4億円）	必要な期間	年0.45～1.90%※ ①②適用
	無担保保証	8千万円	原則5年内	
大口資金を反復・継続的に	当座貸越根保証	2億8千万円	1年間もしくは2年間	年0.39～1.62%※ ①②適用 (無保証人 年0.90%※ ①適用)
	事業者カードローン 当座貸越根保証	2千万円	1年間もしくは2年間	
小規模事業者の方の資金調達に	県小規模企業支援保証	2千万円 (ただし、既存保証額と合算して2千万円)	運転設備 7年内 10年内 (共に据置1年内を含む) (無保証人 5年内)	年0.15～1.10%※ ①②適用 (無保証人 年0.90%※ ①適用)
	根保証（一般） 根保証（手割）	2億円	1年内	(一般) 年0.45～1.90%※ ①②適用 (手割) 年0.39～1.62%※ ①②適用
直接金融による資金調達に	中小企業特定社債保証	4億5千万円 (発行価額限度5億6千万円)	2年～7年 (年単位)	年0.45～1.90%※ ①②適用
売掛債権および棚卸資産による資金調達に	流動資産担保融資保証	2億円 (借入限度2億5千万円)	根保証 個別保証 既発生債権 6ヶ月以内 将来債権 1年内	年0.68%※ (県短期併用 年0.60%※) ①適用
借換による資金繰りの改善に	借換保証	2億8千万円 ただし、中小企業信用保険法 第2条第5項第6号認定に係る限度額は3億8千万円 (組合4億8千万円)	原則として10年内 条件変更改善型借換保証 15年内 (共に据置1年内を含む)	利用する各制度に定める 料率・割引適用 セーフティネット併用①適用 1～4、6号年 0.80%※ 5、7、8号年 0.75%※
	県経営環境改善保証	5千万円	15年内 セーフティネット保証 10年内 (共に据置1年内を含む)	年0.45～1.60%※ ①②適用 セーフティネット併用①適用 1～4、6号年 0.70%※ 5、7、8号年 0.65%※
有利な事業資金の調達に	県長期安定保証	運転 5千万円 設備 1億円 (併用する場合は1億円)	10年内 (ただし、土地・建物を取得する場合20年内) (据置1年内を含む)	年0.45～1.60%※ ①②適用 セーフティネット併用①適用 1～4、6号年 0.70%※ 5、7、8号年 0.65%※
	市町村合理化資金等保証	市町村の定めにより 3百万円～3千万円	市町村の定めによる	市町村の定めにより 年0.00%～1.90%※ ①②適用
海外直接投資に	海外投資関係保証	2億円（組合4億円）	10年内 (据置2年内を含む)	年1.15%※ ①②適用
創業者の資金調達に	県起業家支援保証	・一般枠 強化法の承認、旧創造法の認定、旧産業再生法の認定等、特許等を有する方 5千万円 それ以外の方 2千万円 (ただし創業者については、自己資金の5倍を限度) ・創業関連保証枠 3千5百万円 (次ページへ続く)	10年内	一般枠 年0.05～1.05%※ ①②適用 創業関連保証枠 年0.35%※ ①適用 スタートアップ創出促進保証枠 年0.55%※ ①適用

ご利用の目安	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
創業者の資金調達に	県起業家支援保証	(前ページから続く) 創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証と合算して 3千5百万円 (ただし、他無担保保証を利用した場合、合計で8千万円) ・スタートアップ創出促進保証枠 3千5百万円 創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証と合算して 3千5百万円 (ただし、他無担保保証を利用した場合、合計で8千万円)	10年以内	一般枠 年 0.05 ~ 1.05%※ ①②適用 創業関連保証枠 年 0.35%※ ①適用 スタートアップ創出促進保証枠 年 0.55%※ ①適用
	創業関連保証	3千5百万円 再挑戦支援保証と合算して 3千5百万円 (ただし、他無担保保証を利用した場合、合計で8千万円)	10年以内 (据置 1年内を含む)	年 0.65%※ ①適用
	スタートアップ 創出促進保証	3千5百万円 再挑戦支援保証、創業関連保証と合算して 3千5百万円 (ただし、他無担保保証を利用した場合、合計で8千万円)	10年以内 (据置 1年内を含む。 なお、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。)	年 0.85%※ ①適用
取引先の倒産、 業界不振 または災害による 経営の安定に	セーフティネット (経営安定関連) 保証 (経済産業大臣が指定した認定要件1~8号のいずれかの認定を受けた方)	1号~5号および7号~8号 2億8千万円 (組合 4億8千万円) 6号 3億8千万円 (組合 4億8千万円)	運転 10年以内 設備 20年以内	1~4、6号 年 0.80%※ 5、7、8号 年 0.75%※ 県短期・県長期併用 上記保証料率より 0.1%割引※ ①適用
	県関連倒産防止資金 融資保証制度	・一般枠 運転 2千万円 ・取引円滑化枠 運転 1千万円 (ただし、債権額の1.2倍以内)	一般枠 10年以内 取引円滑化枠 5年以内 (共に据置 1年内を含む)	年 0.35%~ 1.35%※ ①②適用
事業の成長・ 発展のために	ふくしま産業育成資金	5千万円	10年以内 (一部 15年以内)	年 0.35%~ 1.35%※ 雇用促進枠、イノベーション・ コスト枠 年 0.05%~ 1.05%※ ①②適用 国の特別制度併用 年 0.65%※ ①適用
経営の安定または 災害による 事業再建、 経営の安定に	県緊急経済対策資金 融資保証	・外的変化対応資金 運転 5千万円 設備 7千万円 (併用する場合は7千万円) (セーフティネット保証 5号、危機関連保証の認定を受けた方) 運転・設備 5千万円 (併用する場合は5千万円)	10年以内 (据置 3年内を含む)	年 0.35%~ 1.35%※ ①②適用
		・ふくしま復興特別資金 復興枠 8千万円 激甚対策枠 8千万円		セーフティネット年 0.65%※ 危機関連年 0.70%※ ①適用
		・新型コロナウイルス対策 特別資金 8千万円		年 0.5%※ ①適用
		10年以内 (据置 1年内を含む)		年 0.5%※ ①適用

ご利用の目安

制度名

保証限度額

保証期間

保証料率

経営の安定または災害による事業再建、経営の安定に	県緊急経済対策資金融資保証	・伴走支援型特別資金 1億円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置 5年以内を含む)	セーフティネット年 0.85% 経営者保証免除対応適用の場合年 1.05% 一般年 0.45%~ 2.20% 経営者保証免除対応適用の場合年 0.65%~ 2.40%
	伴走支援型特別保証	1億円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置 5年以内を含む)	セーフティネット年 0.85% 経営者保証免除対応適用の場合年 1.05% 一般年 0.45%~ 2.20% 経営者保証免除対応適用の場合年 0.65%~ 2.40%
災害による事業再建、経営の安定に	災害関係保証 (事業用資産に被災を受けた罹災証明書を有する方)	・災害関係保証(東日本大震災) (令和6年3月31日貸付実行分まで) 適用地域：全国 無担保 8千万円 有担保 2億円 (組合 4億円)	10年以内	年 0.7%※ ①適用
	東日本大震災復興緊急保証 (市区町村が発行する罹災証明書・書類を有する方)	無担保 8千万円 有担保 2億円 (組合 4億円)	10年以内 (据置 2年以内を含む)	年 0.7%※ ①適用
プロパー融資との協調融資に	ダブルサポート保証(結)	2億円以内 (本資金に必要な借入金のうち30%以上について金融機関の協調融資が必要)	運転 設備 10年以内 20年以内	年 0.35%~ 1.80%※ ①②適用
安定した資金繰りを図るために	継続サポート(どっしりくん)	3千万円 一企業一口限り	運転 1年以内	年 0.41 ~ 1.71%※ ①②適用
事業承継をお考えの方に	ふくしま事業承継資金融資保証	1億円 (中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を受けた場合は2億円)	10年以内 (据置 1年以内を含む) (中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を受けたものが、設備資金として利用する場合のみ15年)	年 0.05 ~ 1.05%※ ①②適用 事業承継特別保証併用年 0.20 ~ 1.15%※ ①②適用 事業承継特別保証併用し専門家※ 1の確認を受けた場合年 0.00% 国特別保証制度併用年 0.55%※ ①適用
	事業承継特別保証	無担保 8千万円 有担保 2億円 (組合 4億円)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置 1年以内を含む)	年 0.45 ~ 1.90%※ ①②適用 専門家※ 1の確認を受けた場合年 0.20 ~ 1.15%

保証料率の※は保証料率割引制度の適用について

①会計参与割引を行う。②有担保割引を行う。

保証料率の※ 1 専門家とは、中小企業信用保険法施行規則第20条第2項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者のこと

経営支援メニューのご案内

(令和5年8月1日現在)

保証協会を利用されている方のみならず、創業をお考えの方まで、福島営業店・支店と経営支援課が一体となって、中小企業の皆さまの状況に応じた様々な経営支援施策をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。

◆ 専門家派遣事業

中小企業の皆さまのニーズに応じて、中小企業診断士をはじめとした専門家を派遣し、経営課題解決のお手伝いをします。

相談内容例

- 新たに事業を開始したい。
- 経営ビジョンをつくりたい。
- 創業後の事業を軌道に乗せたい。
- 新たな販路を開拓したい。
- コストダウンを図りたい。
- 事業を後継者に引き継ぎたい。

1 福島県中小企業診断協会と連携した専門家派遣

対象となる方

- 事業経営において悩みを抱え、解決に向け専門家派遣を希望される方。
- 原則として保証協会を利用している方が対象となります。

派遣費用・回数

- 原則無料（支援内容によっては一部負担が発生する場合があります。）
- 経営診断と改善計画策定との合計で、最大10回となります。

支援の流れ

経営診断 お客様の現状分析と改善の方向性を示すものです。(5回派遣)

派遣開始 → 現況ヒアリング → 財務・事業調査 → 経営の方向性検討 → 経営診断内容の報告

経営診断 → 経営改善計画書策定 経営診断を踏まえ、経営改善計画書の策定を支援します。(5回派遣)

派遣開始 → 経営診断内容の報告 → アクションプランの検討 → 売上等の数値計画の検討 → 経営改善計画書の提案

2 「中小企業119」を利用した専門家派遣

当協会は、ふくしま中小企業支援プラットフォームの構成機関となっており、中小企業庁が実施する中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の専門家派遣『中小企業119』の利用ができます。

なお、専門家派遣による支援の申請および実施にあたっては、メールアドレス、個人情報の取り扱い同意書等が必要です。

詳しくは、「中小企業119」のホームページをご覧ください。

対象となる方

- 事業経営で悩みを抱え、解決に向け専門家の派遣を希望される方。
- 当協会のご利用の有無にかかわらず利用ができます。

中小企業 119
ホームページ



派遣費用・回数

- 無料 ※最大3回まで (ITを活用した経営力強化に係る課題の場合は最大5回まで可)

◆ 経営改善計画策定支援事業（通称：405事業）

事業再生・経営改善を図るために認定支援機関^(注)による支援を受けて経営改善計画を策定し、金融機関から金融支援を得ることを目指す方のお手伝いをします。

※県中小企業活性化協議会2/3、保証協会1/3の補助があります。

(注) 認定支援機関（認定経営革新等支援機関）とは

「中小企業経営力強化支援法」により、専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等（税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士など）を、国が審査し、経営革新等支援機関として認定する公的な支援機関です。

1 県中小企業活性化協議会からの計画策定費用の補助

補助対象計画策定のポイント

- 認定支援機関の支援を受け改善計画を策定すること。
- 3年間のモニタリング計画が策定されていること。
- 改善計画書は、全取引金融機関の同意が必要です。

県中小企業活性化協議会の補助対象費用

- 経営改善計画策定支援費用の2/3（上限200万円）まで可です。

2 保証協会からの計画策定費用の補助

上記「経営改善計画策定支援事業」を利用した場合に、残り1/3の「自己負担部分」に対して補助します。（上限50万円）

保証協会の補助対象者

次の要件のすべてに該当する中小企業の皆さまを費用補助の対象とします。

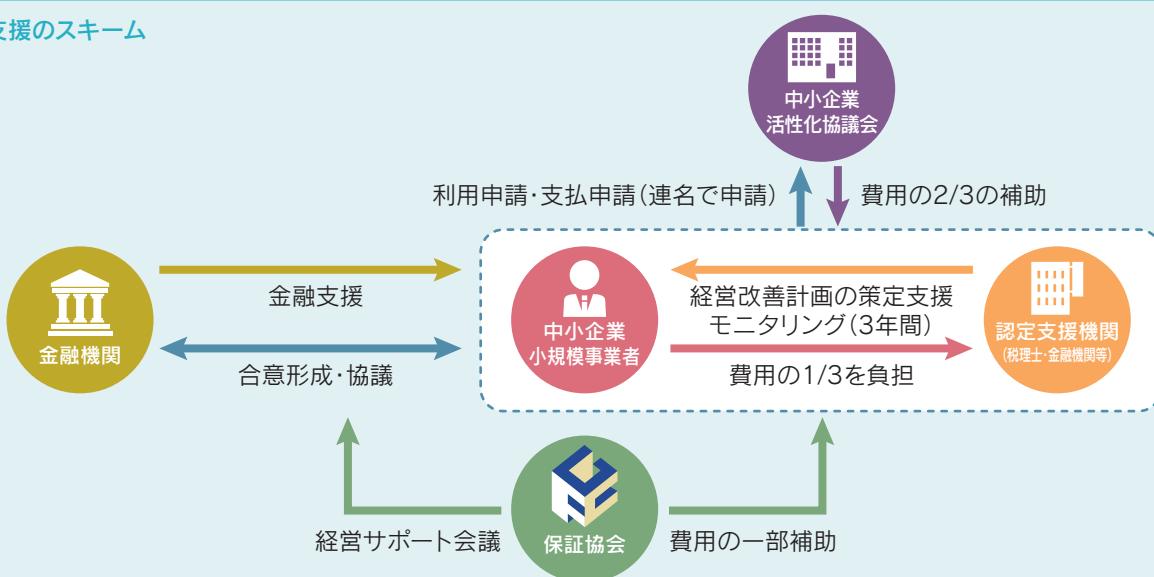
- 当協会の利用がある方
- 経営改善に積極的に取り組む意欲がある方
- 原則として、経営サポート会議を活用する方

保証協会の補助対象費用

- 「自己負担部分」の範囲内とし上限50万円とします。
- 伴走支援費用を補助対象とします。補助額は第1回モニタリング費用の自己負担部分の範囲内とし、上限は16.7万円です。

※「自己負担部分」＝『費用見積額－県中小企業活性化協議会からの補助額』

支援のスキーム



◆ 経営サポート会議

中小企業の皆さまの経営改善を促進することを目的に、取引金融機関等の関係機関が意見交換を行うことで、関係者が支援に向けた方向性について意見交換を行う会議を保証協会が事務局を務め運営し、迅速かつ適切な支援に繋げます。

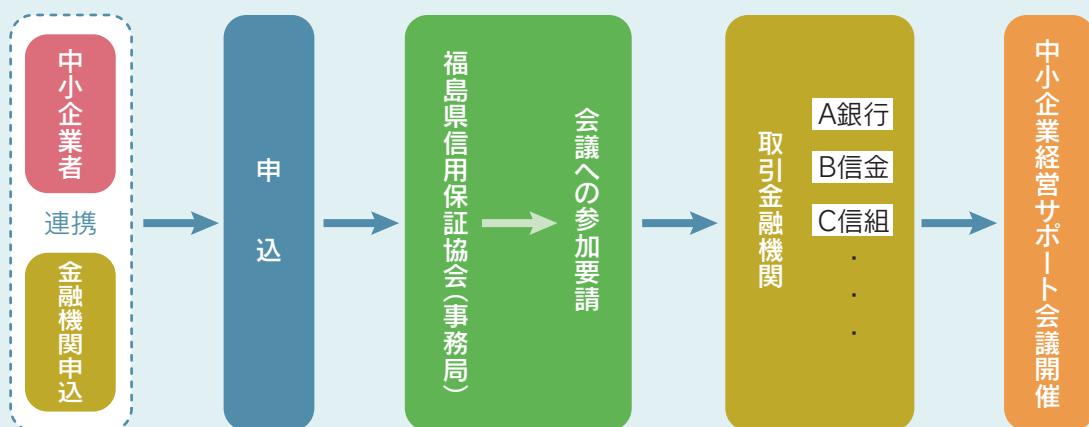
対象となる方

経営改善計画を策定するなど真摯に経営改善の努力を行っており、複数の金融機関と与信取引の中で、金融機関間の金融調整を希望する、保証協会利用のある県内の中小企業の皆さま。

※経営サポート会議は、

- 返済条件の緩和等を行いたいが、取引金融機関が複数あり思うように相談できない。
- 経営改善を行いたいが、計画の作成方法が分からぬ。
- 事業計画や改善計画を策定したので、計画を説明したい。

等、中小企業の皆さまのご要望について協議を行います。



◆ 経営相談会

中小企業の皆さまが抱える様々な経営課題に対するアドバイスを通じ、皆さまの成長を応援するため、福島営業店・各支店において、「まるっと1日相談会」および「夜間相談会」を開催しております。開催日時等につきましては、各支店にお問い合わせください。また、相談会以外の日時においても随時、経営相談を受け付けておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

対象となる方

- ① 創業・第二創業予定者
- ② 新規借入を予定されている方
- ③ 資金繰りに困っている方
- ④ 経営計画の策定に困っている方
- ⑤ 経営の改善に悩んでいる方 等

主な相談内容

- ① 財務分析を主体とした経営アドバイス
- ② 経営戦略のサポート
- ③ 資金調達に関するアドバイス 等



百尺観音

◆ 創業がっかり！サポート

保証協会利用予定の創業を希望される皆さんに、創業のご相談から、専門家派遣事業を活用した創業計画策定支援、創業保証、フォローアップまで、創業の経営の安定を“がっかり”サポートいたします。

創業計画づくりをサポート！

専門家（中小企業診断士）を派遣し、創業を目指す皆さんの計画づくりをお手伝いします。

専門家と一緒に、しっかりと創業の準備をして、がっかり成功をつかみましょう。

創業資金をサポート！

低い保証料率・連帯保証人原則不要（法人は代表者のみ※）～創業者向けの保証制度は、とてもご利用しやすくなっています。

専門家派遣などのサービスは無料～皆さんにご負担いただくのは保証料のみです。

※一定の要件を満たす場合、経営者保証を不要とする取り扱いも可能です。

創業時の広報をサポート！

CJ Monmoとのコラボ企画「夢、ふくふく」への記事掲載等、企業の広報活動をサポートします。

※記事掲載に係る費用は全額当協会が負担します。



◆ 各種相談窓口

経営相談窓口

経営支援課

📞 024-526-1520 📞 024-573-8489

福島営業店・各支店に経営相談担当窓口を設置しています。

裏表紙の「本店・支店のご案内」をご覧ください。

特別相談窓口、相談窓口の設置

また、経済情勢等に合わせて特別相談窓口、相談窓口を福島営業店・各支店に設置し、ご相談内容に応じた各種保証制度、経営支援の案内などを行っています。お気軽にご利用ください。

なお、設置している特別相談窓口、相談窓口は次のとおりです。

特別相談窓口、相談窓口一覧

災害関係

- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 令和4年福島県沖を震源とする地震による災害に関する特別相談窓口

その他

- 賃金水準上昇対策相談窓口
- 金融機関紹介対応相談窓口
- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
- ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- 日野自動車サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口

コンプライアンス態勢

◆ コンプライアンスへの取り組み

当協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に取り組んでいます。

これを実践していくため、基本方針として「福島県信用保証協会倫理憲章」を制定し、その精神の遵守および役職員の意識の共有化と行動基準の統一化を図るために、「コンプライアンス・マニュアル」を策定しています。

また、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、統括部署および担当者を定め、コンプライアンス・マニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

◆ 信用保証協会倫理憲章

① 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

② 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

③ 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

④ 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

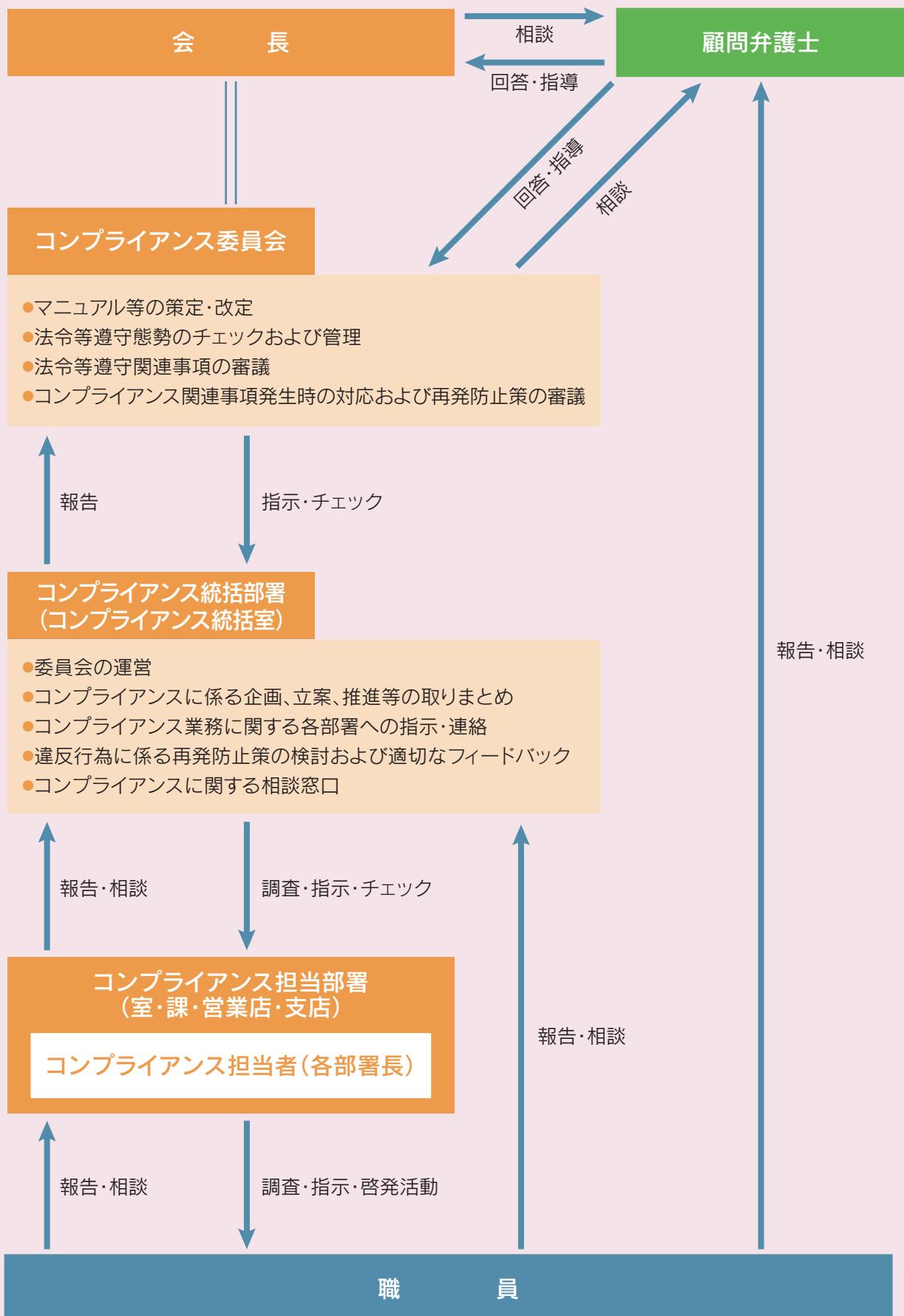
⑤ 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

具体的行動基準

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 法令・ルール等の遵守 | (6) 反社会的勢力への対応強化
(対応連絡会議の設置とデータベース構築管理) |
| (2) 誠実な職務の遂行 | (7) 外部からの苦情・トラブルへの対応 |
| (3) 守秘義務の履行 | (8) 職場秩序の維持 |
| (4) 職務上の地位と関係者との付き合い | (9) 違反行為の報告 |
| (5) コンプライアンス関連事項への対応 | (10) 懲罰 |

◆ コンプライアンス管理体制



◆ 個人情報保護宣言

福島県信用保証協会は、中小企業等の皆さまが金融機関から受ける貸付金等の債務を保証することを中心とする業務として、中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることとしております。

業務運営を進めるにあたりまして、信用保証制度の一層の信頼を得られるよう、お客様の個人情報の取得・利用等の取り扱いにつきましては、次の方針で取り組みます。

1 個人情報に関する法令等の遵守

お客様の個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、ガイドライン等を遵守します。

2 個人情報の取得・利用・提供

- ①取得する個人情報の利用目的につきましては、その内容を公表します。
- ②お客様の個人情報の取得・利用する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ③取得したお客様の個人データを第三者に提供・開示する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て行います。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た情報で公表されていないものを利用する場合は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的に使用します。
- ⑤個人信用情報センターから提供を受けたお客様の返済能力に関する情報を使用する場合は、お客様の返済能力の調査を目的として行います。

3 個人データの適正管理

①お客様の個人データについて、取得、利用、保管等の各段階に応じて組織的・人的・技術的・物理的な安全管理措置を講じます。また、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるよう点検するとともに、必要により見直しを行います。

安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

②個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合には、適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

4 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ②保有個人データの開示およびその利用目的の通知等に必要な手続については、内容を公表します。

5 保有個人データの内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去、第三者提供の停止

お客様からの次に掲げる保有個人データの訂正等の求めがある場合につきましては、法令等に定める一定の場合を除き、調査確認のうえ、適切に対処します。

- ①協会が保有する個人データに、誤りを理由として内容の訂正・追加・削除の求めがある場合
- ②お客様の個人情報の不適切な取得、または目的外の利用を理由として保有個人データの利用停止または消去の求めがある場合
- ③保有個人データをお客様の同意を得ないで第三者に提供していることを理由として停止の求めがある場合

6 相談窓口の設置

お客様からの次の個人情報に関する質問・苦情等につきましては、適切かつ迅速に取り組みます。このための相談窓口を設けます。

- ①個人データの開示・利用目的の通知に関すること
- ②個人データ訂正・追加・削除に関すること
- ③個人情報の利用停止に関すること
- ④個人データ第三者提供の停止に関すること
- ⑤安全管理措置に関すること
- ⑥その他個人情報等に関する各種のお問い合わせ

相談窓口

総務企画課	福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま11階	024-526-2331
福島営業店	福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま10階	024-526-1530
郡山支店	郡山市清水台1丁目3番8号 郡山商工会議所会館3階	024-932-2769
白河支店	白河市道場小路96番地5 白河商工会議所会館2階	0248-24-0156
会津支店	会津若松市南千石町2番19号	0242-23-9171
いわき支店	いわき市平字材木町3番地の1	0246-23-3570
相双支店	南相馬市原町区本町1丁目3番地	0244-23-5105

公表事項等に関するご案内

 <https://www.fukushima-cgc.or.jp/>



表紙写真：鳥崎海岸

北に万葉の里風力発電所の巨大風車、南に東北電力原町火力発電所の煙突を望む場所に位置する鳥崎海岸は、南相馬市でも人気のサーフスポット。相馬野馬追に出場する馬の調教場として知られ、大会の1~2ヶ月ほど前になると、日の出前の早朝に錬馬(れんば)の風景が見られることがある。朝焼けの中、野馬追本番を待ちわびる騎馬武者たちが砂浜を駆ける姿は言葉を失うほど神秘的であり、県内外からカメラマンが集う。

Disclosure2023
福島県信用保証協会
Fukushima Credit Guarantee Corporation

2023年9月発行

発 行 福島県信用保証協会 総務部 総務企画課
住 所 〒960-8053 福島県福島市三河南町1番20号
(コラッセふくしま 11階)
電 話 024-526-2331

本店・支店のご案内



福島県信用保証協会

本店



〒960-8053 福島市三河南町1番20号

コラッセふくしま10階、11階

📞 (024) 526-2331(代)

☎ (024) 536-5090

福島営業店 ☎ (024) 526-1530

保証推進課 ☎ (024) 533-8721

経営支援課 ☎ (024) 573-5265

代位弁済課 ☎ (024) 534-3619

債権管理課 ☎ (024) 526-1520

代位弁済課 ☎ (024) 525-3537

債権管理課 ☎ (024) 573-8489



郡山支店



〒963-8005

郡山市清水台1丁目3番8号

郡山商工会議所会館3階

📞 (024) 932-2769(代)

☎ (024) 925-2637



白河支店



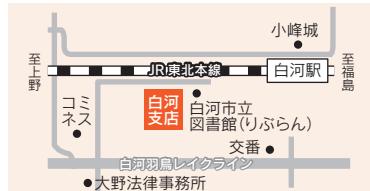
〒961-0957

白河市道場小路96番地5

白河商工会議所会館2階

📞 (0248) 24-0156(代)

☎ (0248) 24-1419



会津支店



〒965-0816

会津若松市南千石町2番19号

📞 (0242) 23-9171(代)

☎ (0242) 23-9173



いわき支店



〒970-8026

いわき市平字材木町3番地の1

📞 (0246) 23-3570(代)

☎ (0246) 25-5729



相双支店



〒975-0008

南相馬市原町区本町1丁目3番地

📞 (0244) 23-5105(代)

☎ (0244) 24-5905

